市町村合併支援プラン

平成１４年8月３０日
市町村合併支援本部

―目　次―

第１　市町村合併支援の必要性 1
第２　支援プラン策定の方針 2
１　趣旨 2
２　構成 2
３　対象地域 2
４　支援策類型 2
５　今後の取組 3
６　フォローアップ 3
第３　支援プラン 4
１　市町村合併支援策 4
(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策 4
①　行政支援策 4
②　財政措置等による支援 5
(2) 関係省庁の連携による支援策 7
(3) 具体的支援策 8
①　快適な暮らしを支える社会基盤の整備 8
ア　道路の整備 8
イ　交通の利便性確保のための条件整備 8
ウ　市街地の整備 9
エ　住環境の整備 9
オ　公園・緑地の整備 10
②　豊かな生活環境の創造 10
ア　廃棄物処理対策の推進 10
イ　上水道の整備 10
ウ　下水道等の整備 10
エ　消防・防災・国土保全の推進 11
オ　情報通信の整備 12
③　生涯にわたる保健・医療・福祉の充実 12
ア　介護保険への対応 12
イ　国民健康保険事業の安定的な運営の推進 13
ウ　高齢者の社会参加の促進 13
④　次世代を担う教育の充実 13
⑤　新世紀に適応した産業の振興 14
ア　農林水産業の振興 14
イ　商工業の振興 16
⑥　連携・交流による開かれたまちづくり 16
２　市町村合併支援アドバイザー制度 18

３　市町村合併の広報・啓発 19
(1) 全国４７都道府県リレーシンポジウム 19
(2) 市町村合併支援強化シンポジウム 19
(3) 市町村合併の広報・啓発 19
①　政府広報による広報・啓発 19
②　各省庁による広報・啓発 19
４　市町村合併支援窓口 21
(1) 本省の窓口 21
(2) インターネットを活用した窓口 21
(3) 地方支分部局における窓口等 22
第４　都道府県の取組 23

第１　市町村合併支援の必要性

市町村合併支援本部（以下「支援本部」という。）については、総務大臣を本部長、各省庁の副大臣を本部員として、平成１３年３月２７日の閣議決定により設置されたものである。以後、第１回会合（平成１３年３月２８日）、第２回会合（平成１３年５月３０日）、第３回会合（平成１３年８月３０日）、第４回会合（平成１４年２月２１日）と議論を重ね、市町村合併の効果的な支援方策につき検討を進めてきた。

地方分権一括法が平成１２年４月から施行され、地方分権が現実の歩みを始めたところであるが、２１世紀は「地方の時代」、「市町村の時代」とも位置付けられるように、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化することが不可欠であり、市町村合併によって、その規模・能力を強化していくことは必須の課題である。

したがって、政府としては、地方分権の成果を活かし、基礎的自治体である市町村の行政サービスを維持・向上させていくために、行政改革大綱（平成１２年１２月１日閣議決定。以下「行革大綱」という。）に則り、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）の期限である平成１７年３月までに十分な成果が挙げられるよう、自主的な市町村の合併を強力に促進する必要がある。

支援本部としては、地方分権推進委員会の「市町村合併の推進についての意見」（平成１２年１１月２７日）を踏まえ、市町村合併について、国民への啓発を進めるとともに、国の施策に関する関係省庁間の連携を図っていくことがその大きな使命である。

各省庁においては、この問題が内閣の重要課題であることを十分認識し、具体的かつ実効ある市町村合併の強力な推進に向け、平成１３年８月３０日第３回会合において市町村合併支援プラン（以下「支援プラン」という。）を取りまとめたところである。

今回、第４回会合において、支援プランの拡充を行うことが決定されたことを受け、各省庁の連携の下、支援プランを拡充し、内容の充実を図ることにより、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針２００２」（平成１４年６月２５日閣議決定）に基づく「魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」を推進し、もって自治体の自立に資するものとする。

第２　支援プラン策定の方針

１　趣旨

支援プランは、市町村が合併により新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

２　構成

支援プランは、①市町村合併支援策、②市町村合併支援アドバイザー制度、③市町村合併の広報・啓発、④市町村合併支援窓口で構成する。

３　対象地域

上記２①の市町村合併支援策については、原則として、次に掲げる市町村を対象地域とする。

(1) 都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村

(2) 平成１７年３月までに合併した市町村

４　支援策類型

支援プランは、次に掲げる施策パターンを参考として、現時点において考えられるものをまとめたものである。

(1) 調査・研究の支援

必要となる調査、研究、研修等について支援を行う。

(2) 計画策定等の支援

必要となる計画の策定、改正等について支援を行う。

(3) 国庫補助事業等における優遇措置

国庫補助事業等の優先採択、適用要件の緩和等の優遇措置を講ずる。

(4) 地域指定等における配慮

各種施策において地域指定等を行う場合は、特別な配慮を行う。

(5) 一部事務組合、広域連合等に対する施策と同等の取扱い

一部事務組合、広域連合等において講じられる措置と同等の措置を講ずる。

(6) 複数市町村の存在・連携が要件となる施策と同等の取扱い

複数市町村の存在・連携が施策の採択又は加算の要件である場合、当該複数市町村が合併して一つの市町村となる場合でも同等の措置を講ずる。

(7) 市町村を単位として枠配分等がされている施策の継続措置

補助金等が市町村を単位として枠配分等がされている場合、旧市町村分の配分合計額を合併市町村の配分額とする。

(8) 小規模又は人口減の市町村を対象とする施策の継続措置

小規模又は人口減の市町村が採択又は加算の対象となる場合、当該市町村が合併をする場合でも同等の措置を講ずる。

(9) 公共的団体等の統合整備支援

合併特例法第１６条第８項に規定する公共的団体等の統合整備が円滑に行われるよう支援する。

(10) 地方財政上の措置

施策の内容に応じ、必要な地方財政上の措置を行う。

(11) その他の特別措置

以上に掲げるほか、行政サービスの維持・向上、格差是正等を図るために、各種施策において特別な措置又は配慮等を行う。

5　今後の取組

各省庁は、今後さらなる支援プランの拡充に向けて、必要に応じて検討を行うものとする。

6　フォローアップ

支援本部は、支援プランのフォローアップを行う。各省庁は、支援プランの実施状況について、支援本部に対して報告を行う。

第３　支援プラン

１　市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

①　行政支援策

○　町村合併の市制要件の緩和

平成１６年３月３１日までの間、人口３万人以上に緩和する。

○　「わがまちづくり支援事業」の活用

小学校区単位程度等の広がりの場において、住民の主体的な参加による地域づくりを進めるため、「わがまちづくり支援事業」を活用する。

○　市町村合併が行われた場合の選挙権の特例

合併前に合併関係市町村間で住所を移したことにより、合併市町村の選挙権を有しない者について、選挙権の特例を設けることを検討する。

○　市町村議会議員の選挙区の特例

合併特例法や公職選挙法による選挙区の特例に関する規定の活用について周知を図る。

○　合併協議会に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入

合併協議会の設置についての住民投票制度の導入、請求代表者等の合併協議会への参加等を図る。

○　支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用

旧市町村における支所・出張所の機能の拡充、地域のメンバーの参加による地域審議会の活用等を図る。また、郵便局についても、住民の利便の増進等の観点から、住民票の写しの交付等の事務を取り扱うことができるようにするなど、その積極的活用を図る。

○　政令指定都市の指定の弾力化

大規模な市町村合併が行われ、かつ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合には、政令指定都市の弾力的な指定を検討する。

○　補助施設の他用途転用の取扱い

合併前の旧市町村が国庫補助金等の交付を受けて取得し又は効用を増加した施設（補助施設）について、合併後の新市町村において類似施設が複数あることから、当該補助施設を他の公共又は公用施設に転用したとしても、類似施設の活用により当該補助施設に係る行政需要への対応が十分に可能な場合には、当該補助金等の所管省庁は、当該補助施設の有効活用を図るため、他の公共又は公用施設への転用に係る承認の判断に当たり、合併という事情について十分考慮するものとする。

○　施設の統合整備に伴い廃止・転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い

合併による施設の統合整備に伴い、合併前の旧市町村が地方債を財源として建設した

施設を廃止・転用する場合、当該地方債の繰上償還の要否の判断に当たっては、市町村合併の重要性にも十分配慮する。

②　財政措置等による支援

○　普通交付税の算定の特例

合併後１０ヵ年度は合併しなかった場合の普通交付税額を全額保障し、その後５ヵ年度を激変緩和措置を講ずる。

○　合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に要する経費、行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費を普通交付税で措置する。

○　合併市町村まちづくりのための建設事業に対する財政措置

合併後１０ヵ年度は市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当（９５％）し、元利償還金の７０％を普通交付税で措置する。

○　合併市町村振興のための基金造成に対する財政措置

旧市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のために行う基金造成に対し合併特例債を充当（９５％）し、元利償還金の７０％を普通交付税で措置する。

○　公営企業に係る財政措置

合併市町村における地方公営企業のうち上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出資及び補助に要する経費に対して合併特例債を充当（１００％）し、元利償還金の７０％を普通交付税で措置する。

○　合併前に市町村が行う建設事業に対する財政措置

合併重点支援地域において合併に関係する複数の市町村が連絡調整して一体的に実施する公共施設（原則として単独事業により整備するものを対象とするが、地域公共ネットワーク及び道路・街路については補助事業により整備するものを含む。）及び公用施設（法定協議会設置市町村において合併期日までに整備を行うことが必要不可欠な施設に限る。）の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当（９０％）し、元利償還金の５０％を普通交付税で措置する。

○　新たなまちづくり等への財政措置

新たなまちづくり、公共料金格差是正、公債費負担格差是正、土地開発公社の経営健全化等の合併後の需要に対して包括的な特別交付税措置を講ずる。

○　合併支援のための公債費負担の平準化措置

合併市町村における旧市町村間の公債費負担の平準化を図るために行う地方債の繰上償還に伴う補償金（貸し手の得べかりし利子収入）の支払に対して、特別交付税措置を講じる。

○　合併準備経費に対する財政措置

合併協議会への負担金、合併に向けての啓発事業等の合併準備経費について特別交付

税措置を講ずる。

○　合併移行経費に対する財政措置

合併前に要する電算システム統一等の経費について特別交付税措置を講ずる。

○　都道府県の行う合併推進事業に対する財政措置

都道府県の行う合併のための調査研究・気運醸成等に対する経費を普通交付税で措置する。

○　都道府県が行う合併支援事業に対する財政措置

都道府県が行う合併市町村の一体化を促進するために必要な道路、街路、農道等（過疎地域自立促進特別措置法等の規定に基づき都道府県が整備を行う市町村道を含む。）の整備事業に要する経費に対して合併推進債を充当（９０％）し、元利償還金の５０％を普通交付税で措置する。

○　都道府県の行う合併支援経費に対する財政措置

合併市町村の行う事業に対して都道府県が交付する補助金・交付金等について特別交付税措置を講ずる。

○　税制上の特例措置

不均一課税をすることができる期間を３年から５年に延長し、同期間における課税免除の特例を創設するとともに、事業所税の課税団体の指定を最長５年延期できるよう特例措置を図る。

○　市町村合併推進体制整備費補助金

都道府県の体制整備、並びに市町村の合併の準備経費及び合併に伴い必要な事業経費に対して国庫補助金を交付する。また、引き続き、地方行政構造改革推進事業として、市町村合併推進体制整備費補助金の充実を図る。

(2) 関係省庁の連携による支援策

支援本部は、当面次の分野に係る施策を講ずることにより、対象地域における総合的かつ計画的な整備を推進するものとする。また、支援策の実施に支障が生じることのないよう、施策の内容に応じ、必要な地方財政上の措置を行う。

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備
イ 公共交通の整備
ウ 市街地の整備
エ 住環境の整備
オ 公園・緑地の整備

② 豊かな生活環境の創造

ア 廃棄物処理対策の推進
イ 上水道の整備
ウ 下水道の整備
エ 消防・防災・国土保全の推進
オ 情報通信の整備

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア 介護保険への対応
イ 国民健康保険事業の安定的な運営の推進
ウ 高齢者の社会参加の促進

④ 次世代を担う教育の充実

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

ア 農林水産業の振興
イ 商工業の振興

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり

(3) 具体的支援策

上記（2）の各分野における具体的な支援策は、当面次の通りとする。

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

ア 道路の整備

車社会の進展による道路交通の役割の拡大に伴い、公共施設等の拠点を連絡する道路や市街地の骨格を形成する都市計画道路などの幹線道路、身近な生活道路の整備充実を図る。

【施策】

○ 市町村合併支援道路整備事業

合併市町村の一体化を促進するため、新市町村内の公共施設等の拠点を連絡する道路・街路などについて、短期間で整備が図られるよう優先採択・重点投資を行う等、重点的に支援する。

○ 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業

地形的制約により相互の交流が遅れている市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁を重点的に整備することにより、交流の促進・活性化を図る。

○ 離島道路整備事業

離島架橋など離島における合併を促進する道路事業について、優先採択または重点投資を行う。

○ 合併に伴う都道府県道認定要件の緩和措置

合併関係市町村の区域内に存する都道府県道が、合併により都道府県道認定要件を失うことにならないよう、二以上の市町村を経由すること等を要件としている「都道府県道の路線認定基準」の規定について、合併以前の市町村をそれぞれ一の市町村とみなす等の改正を行う。

○ 案内標識設置に対する支援

市町村合併により整備が必要となる、道路付属物として整備する道路標識（歩行者案内用標識を含む）に対する優先採択を行う。

イ 交通の利便性確保のための条件整備

交通不便地域の解消、利用者の利便性・快適性向上のため、生活交通路線の維持や港湾等の施設整備、交通拠点の整備等を行う。

【施策】

○ 公共交通活性化総合プログラムの策定

公共交通サービスの改善に関する個別プロジェクトの実現に向け、地方運輸局が中心となって地域、事業者、観光関係者等とともに検討を行い、プログラムを策定する場合、市町村合併により広域化する公共交通の課題を解決するため、市町村合併に係る事案を優先採択する。

○ 都市再生交通拠点整備事業

合併市町村の交通利便性を確保するため、都市再生交通拠点整備事業で行うパークアンドライド用駐車場の整備について優先採択及び重点投資を行う。

○　地方バス補助事業

生活交通路線である広域的・幹線的なバス路線の運行の維持のための補助対象路線を複数市町村にまたがるものとしているところ、この要件成否の決定に係る基準日（平成１３年３月３１日）を設け、その日以降の市町村合併により補助対象外とならないよう配慮する。

○　港湾改修費補助事業

重要港湾、地方港湾のけい留施設、外郭施設等の建設及び改良工事、局部的な港湾施設の改良工事等を重点的に支援する。

ウ　市街地の整備

豊かな自然環境と都市的魅力を共有し、快適な生活環境を創出するため、その居住環境の維持増進に努める。

【施策】

○　中心市街地活性化による市街地の整備

引き続き、合併市町村については、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認める。

エ　住環境の整備

都市景観にも配慮し、地域の特性に適合した魅力ある居住環境の形成を目指す。

【施策】

○　合併に伴う公共賃貸住宅の再編促進

市町村の合併に伴い、公営住宅等の公共賃貸住宅の再編・統廃合を行う場合に、必要となる新規の住宅供給、建替事業、改善事業、関連公共施設整備等について、都道府県と協力しながら優先採択又は重点投資を行う。

○　公営住宅の建替え等の促進

合併を視野に入れた集約・統廃合による合理的な住宅の整備を促進するため、合併関係市町村においては、集約・統廃合のための用途廃止を行えることとするとともに、跡地について有効に活用する。

○　公営住宅等関連事業推進事業における補助限度額に係る経過措置

公営住宅関連事業推進事業等における「住宅マスタープラン」、「住宅市街地整備方針」等の策定費補助は、一の事業主体につき限度額が設定されているため、合併後一定の期間、合併前の市町村の限度額の合計までを補助対象とする。

○　合併を視野に入れた住宅供給に係る関連公共施設等の整備に対する支援

合併関係市町村が共同して取り組む住宅市街地等の一体的整備方針を盛り込んだ「住宅マスタープラン」において位置づけられた住宅供給事業等に係る関連公共施設等の整備を推進することにより、合併を視野に入れた効率的な住宅供給を促進する。

○　優良建築物等整備事業

合併関係市町村における優良建築物等整備事業について優先採択又は重点投資を行う。また、その施行区域要件の「人口５万人以上の市の区域」等に該当しない区域においても、合併後の地域交流拠点を整備する事業については、市街地総合再生計画等他要件の適用により本事業の積極的活用を図る。

オ　公園・緑地の整備

住民が身近に自然に親しむことができるまちづくりを進めるため、地域の特性を活かした公園・緑地の整備に努める。

【施策】

○　合併記念公園の整備

合併のシンボル、記念となる都市公園の整備を推進するため、都市公園事業費補助において重点的に支援する。

②　豊かな生活環境の創造

ア　廃棄物処理対策の推進

ごみの減量化・資源化を進め、良好な都市環境の形成を図り、住民が安全で快適な生活を送ることができるよう、廃棄物処理対策の推進に努める。

【施策】

○　廃棄物処理施設整備事業

合併により必要となる１００ｔ／日以上の焼却炉に対し、優先的な実施に配慮する。

○　ごみ焼却施設解体ダイオキシン類測定費補助事業

適切な解体工事を円滑に実施し、生活環境の保全を図るため、焼却施設の解体に伴うダイオキシン類の測定費の補助事業について、優先的な実施に配慮する。

イ　上水道の整備

今後も増加すると予想される水の需要に対応するため、配水管網、浄・配水施設を整備し、上水の安定供給を図る。

【施策】

○　水道検査施設等整備事業

２以上の水道事業者によって効率的に使用できる水質検査に必要な分析機器及び初度設備に対する補助（水質検査施設整備費）、及び２以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行う事業に対する補助（水道水源自動監視施設整備費）につき、合併により１つの水道事業者となる場合においても適用対象とする。

○　水道施設整備事業

簡易水道等施設整備費補助、水道水源開発施設等施設整備費補助につき、合併により補助要件となっている財政力指数等又は資本単価等に変更があり、補助対象外又は補助率低下となる場合については、経過措置を設ける。

○　水道事業統合計画の策定の支援

合併関係市町村が水道事業を統合する際の参考になるよう、合併等の形態に応じた水道事業統合のメリット、デメリットの整理及び統合計画案の作成を行い、当該計画の策定を支援するための情報提供を行う。

ウ　下水道等の整備

都市化の進展や生活水準の向上による河川等の水質の汚濁を防止し、雨水被害の解消

を図るため、下水道等の整備を推進する。

【施策】

○　流域下水道の特例

流域下水道の対象地域である複数市町村が合併により一つの市町村となる場合においても、流域下水道としての補助が受けられるようにする。

○　下水道と他の汚水処理施設との共同利用の促進

合併する場合、複数の汚水処理施設が共同で利用する汚泥処理処分施設等の整備を下水道事業により行うなど、他の汚水処理施設との広域的共同処理を促進する。

○　農業集落排水施設等の整備の促進

汚水処理施設整備の立ち遅れた地域において、合併関係市町村間の汚水処理施設整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点配分を行う。

○　公共下水道等下水道の普及の促進

合併市町村の公共下水道等下水道の普及を促進する。

エ　消防・防災・国土保全の推進

災害の発生に速やかに対応し、国土を保全するために、消防・防災機能の強化、国土保全の推進に努める。

【施策】

○　消防防災施設等整備

「広域化重点支援消防」として指定した市町村等に対し、合併により広域再編する場合に必要となる消防施設等について、特別に配慮して支援する。

○　消防広域再編の促進

「広域化重点支援消防」として指定した市町村等に対し、消防広域再編に伴い臨時的に必要となる経費について支援する。

○　防災対策事業

「広域化重点支援消防」として指定した市町村等に対し、庁舎の新・改築と併せて行う公共施設の整備費について支援する。

○　避難地等計画の策定

合併を検討している市町村の防災都市づくり計画等の策定に対して必要な助言を行うほか、防災都市づくり計画策定に係る調査費を支援する。

○　補助河川事業

補助河川事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該河川事業の推進等に配慮する。

○　補助ダム建設事業

補助ダム建設事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に市町村合併により、全域に渡る水道施設の整備等に伴う水源施設の整備が緊要となる等の状況が見込まれる場合、市町村合併後の病院、官署等の主要公共施設等の重要施設が想定氾濫区域内に位置する場合には、当該ダム事業の推進等に配慮する。

○　補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業

補助砂防事業、補助地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たっては、過去の災害実績等の他に、合併関係市町村にあって従来の市町村域を超

えて住民の用に供されることとなる公共・公的施設等の重要性が増大する場合には、このような施設を保全する事業の推進等に配慮する。

オ　情報通信の整備

ＩＴ社会の到来に当たり、情報通信基盤の整備により、行政、医療、福祉、産業、文化等の日常生活に関わる分野において、ＩＴ化による地域振興策の推進を図る。

【施策】

○　地域イントラネット基盤施設整備事業等

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・ディバイドの是正、合併に向けたＩＴ面の環境整備としての市町村の端末等設備の共通化や更新等を目的とするハード整備のため、重点的な支援を行う。

また、合併前後において同様の取扱いとなるよう、検討する。

○　情報通信システム整備促進事業

合併により必要となる住民サービスの高度化のメリットの付与、合併関係市町村間で地域情報化に対する取組状況に差があったこと等から生じているデジタル・ディバイドの是正、合併に向けたＩＴ面の環境整備としての市町村のシステムの統一等を目的とするソフト整備等のため、重点的な支援を行う。

また、合併前後において同様の取扱いとなるよう、検討する。

○　新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

合併関係市町村の一体化を促進するため、地域生活に欠かせない情報を提供するケーブルテレビ施設の整備について、重点的な支援を行う。

○　合併予定市町村の総合行政ネットワークへの参加の特例

全市町村が平成１５年度中に参加することが要請されている総合行政ネットワーク（LGWAN）へ合併協議会を構成する市町村が参加する場合、合併を予定している複数市町村を一つの参加団体とみなしてLGWANへの共同参加を認める。

○　登記情報交換システムの実施

合併により必要となる住民サービスの向上を図るため、登記事務を電子情報処理組織で行う登記所においては、登記情報交換システムを導入し、これにより合併後商業登記を取り扱わなくなった登記所において商業登記に係る登記事項証明書及び印鑑証明書の交付を可能とする。

③　生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

ア　介護保険への対応

今後とも進行する高齢化に対応するため、介護保険事業の健全かつ効率的な運営に努めるなど、その着実な実施を図る。

【施策】

○　介護保険広域化支援

広域連合等へのシステム統一のための経費等に対する支援策について、合併についても同様の取扱いとなるような措置を講ずる等の広域化支援策を行う。

また、介護保険料の設定に当たり、合併等の広域化を行う場合には不均一賦課を可能とする。

イ　国民健康保険事業の安定的な運営の推進

保険料（税）の適正な賦課や収納率の向上及び医療費の適正化等を図り、国民健康保険事業の安定的な運営に努める。

【施策】

○　国民健康保険の広域化支援

市町村合併等の際の保険料平準化等を無利子貸付等により支援するため、平成１６年度までに総額３００億円の基金を都道府県に創設する。

また、国民健康保険料の賦課に関し、５年間に限り不均一賦課を行うことを可能とする。

ウ　高齢者の社会参加の促進

高齢者の積極的な社会参加の促進を図り、高齢者が生きがいを持って、快適に生活できる環境を整える。

【施策】

○　シルバー人材センター支援

市町村合併に伴うシルバー人材センターに係る国庫補助金に対して激変緩和措置を講ずる。

④　次世代を担う教育の充実

学校施設の整備、学校規模の適正化、学校給食の充実等を図り、幼児・児童・生徒の教育環境の向上に努めるとともに、社会教育施設及び生涯学習施設の整備・充実を図り、年齢や学習意欲に応じた多様な学習機会を提供する。

【施策】

○　教職員定数に関する激変緩和措置

合併に伴い学校が統廃合され、学級数が減少し教職員定数が減となる場合であっても、一定期間激変緩和する措置を講ずる。

○　遠距離通学への対応

合併に伴い学校が統廃合される場合、へき地児童生徒援助費のうち、スクールバス・ボート等購入費、遠距離通学費、高度へき地修学旅行費、寄宿舎居住費において、その補助対象に加える等の措置を講ずる。

○　公立学校施設整備

統合を行う公立小・中学校の校舎・屋内運動場の新増築について、引き続き配慮する。

また、公立小・中学校の校舎・屋内運動場の補強・改築事業について優先的に実施する。

○　学校給食施設整備

合併により共同調理場を統合するなどして新たに設置する場合には、一部事務組合等による事業と同様、既存の調理場の更新事業でなく、新規事業として取り扱うこととする。

○　廃校の有効活用

公立学校の統合により廃校となった学校施設について、その有効利用を促進する

ため、自主的・主体的なまちづくりのために生涯学習施設、福祉施設等の公共施設として整備する際に起債措置を講ずる。

○　社会教育施設情報化等設備整備

合併市町村の一体化を促進するため、公立図書館等の社会教育施設の情報化等設備整備を通じて地域住民の学習、拠点としての機能向上を図り、もって相互利用が円滑に進められるよう補助を優先的に行う。

⑤　新世紀に適応した産業の振興

ア　農林水産業の振興

地域特性を活かした活力ある農林水産業の振興のため、生産基盤の整備充実、生産性の向上を図る。

【施策】

○　むらづくり維新森林・山村・都市共生事業

合併市町村の一体化を促進するため、山村の有する森林や自然環境を活かした交流基盤の整備、都市住民等を林業技術者として育成し山村に受け入れられるための研修施設の整備、資源循環型社会の創出に向けた自然エネルギー活用施設の整備等を地域ニーズに応じて総合的に推進する本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

○　地域用水環境整備事業

〔地域用水環境整備型〕農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる親水・景観保全施設、生態系保全施設、地域防災施設、渇水対策施設、利用保全施設、地域用水機能増進施設、特認施設の整備を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

〔歴史的施設保全型〕国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

○　地域用水機能増進事業

地域用水機能を支える組織とその活動を支援することを目的として、計画の作成、地域用水機能増進支援活動、地域用水機能増進活動、ソフト事業を補完するハード施設の改修を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

○　市町村合併支援農道等整備事業

合併市町村の一体化を促進するため、複数の合併関係市町村の受益となる農道、林道及び漁港関連道等について、短期間で整備が図られるよう重点投資を行う。

○　広域営農団地農道整備事業

農業振興地域内で道府県が策定する「広域営農団地整備計画」に基づき実施され、生産団地と生産団地、生産団地と集出荷センター等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹となる農道を整備する本事業において優先採択又は重点投資を行う。

○　一般農道整備事業

個々のほ場間やほ場と集落等を結ぶ農村地域の基幹的な農道を有機的かつ合理的に整備する本事業において優先採択又は重点投資を行う。

○　農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用揮発油税の減免措置の身替りとして、個々のほ場と集出荷施設等の農業施設、農業施設と幹線道路等を連絡する基幹的な農道を整備する本事業において優先採択又は重点投資を行う。

○　田園交流基盤整備事業

農村の有する豊な自然、伝統文化等多面的機能を再評価し、地域の特性を活かした生産システムの再構築と魅力ある田園づくりによる都市との共生を緊急的に推進するため都道府県が策定する田園整備構想に位置付けられた農村の活性化に資する交流基盤を整備する本事業において優先採択又は重点投資を行う。

○　中山間地域総合整備事業

中山間地域において、立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤、農村生活環境基盤等の整備を総合的に行い、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境の保全に資する本事業において、合併関係市町村間の整備水準の均一化に資するため、優先採択又は重点投資を行う。

○　フォレスト・コミュニティ総合整備事業

広大な森林地域を管理する骨格的林道である森林基幹道の開設や立ち遅れた山村地域の生活環境基盤整備等を総合的に行う本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

○　森林環境保全整備事業のうち森林管理道の整備

森林環境保全整備事業のうち、森林整備に必要な森林管理道の開設を行う本事業において、優先採択又は重点投資を行う。

○　農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

合併関係市町村において、既設林道や公道を峰越しで連絡する林道の開設等を実施することにより、森林と集落、市場等を結び、効率的な森林整備の推進と地域の振興を支援するため、優先採択又は重点投資を行う。

○　水産物供給基盤整備事業

漁港・漁場の一体的・総合的な整備を通じて、合併関係市町村間の水産業の連携強化・整備水準の均一化を図るため、市場統合及び漁協の合併の促進、漁港の機能分担の明確化による水産物の生産流通の拠点整備を行う。

○　漁村総合整備事業

集落排水処理施設、集落道等漁業集落における生活環境の改善、植栽、休憩所、親水施設等漁港における景観の保持、就労環境の改善、条件不利地域に立地する小規模な漁港漁村における漁港施設と生活環境施設の総合的な整備、漁港内における漁船と遊漁船等との利用調整を図るための分離収容施設の整備等を実施し、水産業の振興を核とした漁村の総合的な振興を図る本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化、ボトムアップを図るため、優先採択又は重点投資を行う。

○　農林漁業用揮発油税財源身替漁港関連道整備事業

漁港と幹線道路等を結ぶアクセス道路を整備し、漁獲物の流通及び漁業用資材の輸送の合理化により漁業生産の近代化を図り、あわせて豊かで住みよい漁村の振興に資する本事業において、漁港の機能分担、漁協の合併、市場統合の促進による合併関係市町村間の水産業の連携強化を図るため、優先採択又は重点投資を行

う。

イ　商工業の振興

個性ある地方の自立した発展と活性化を促進するため、中心市街地の商業等の活性化、企業の産業技術の高度化や企業の新分野への進出の促進による産業集積の活性化等を図る。

【施策】

○　中心市街地活性化による商業の振興

引き続き、合併市町村については、合併市町村の数だけの中心市街地活性化基本計画の策定又は持つことを認める。

合併を予定する市町村が連携して行うことを奨励することにより中心市街地の整備改善及び商業等の活性化と市町村合併に向けた環境整備の促進を図る。

○　特定産業集積活性化

基盤的術産業集積活性化促進地域及び特定中小企業集積活性化促進地域の対象地域内と外の市町村が合併した場合に不利にならないように配慮することにより、合併の促進と産業集積活性化施策の円滑な促進を図る。

○　市町村連携によるＩＣカードシステム

合併に向けた環境を醸成するため、市町村等の協力を得て、ＩＣカードシステムを中心とした情報システムの統合的な運用、機能連携等を推進するための研究開発及び実証実験を実施する。

○　商工会の活動の広域化の促進

市町村内の地域経済団体である商工会等の活動に支障が生じないよう合併・連携することにより、広域化を目指す市町村行政と整合的に活動を行うため、商工会等の合併・広域化の指導等を行う広域指導員を都道府県商工会連合会等に設置することができることとする。また、商工会合併を円滑化することを目的として、商工会法改正を平成１３年に実施したところ。

○　電源立地地域交付金の取扱いの保持

各地域で合併が進展する見込みがあること等を踏まえつつ、それぞれの立地振興策の制度の趣旨に応じた対応を検討する。

⑥　連携・交流による開かれたまちづくり

新市町村が一体化することにより地域全体が魅力ある開かれたまちとなるよう、住民参加による新市町村内の連携や交流を促進する。また、農山漁村と都市のネットワークの構築によりそれぞれの良さを互いに享受しあうとともに、地域特性の再発見、住民の地域への誇りや愛着の醸成を図る。

【施策】

○　農村振興総合整備事業

地域が自ら考え設定する個性ある農村振興の目標の達成が図れるよう、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と農村生活環境の整備を総合的に実施する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図り、まちづくりを支援するため、都道府県と協力しながら、優先採択又は重点投資を行う。

○　漁村コミュニティ基盤整備事業

都市と農山漁村が共生・対流する活力ある社会を実現し、「人・もの・情報」が循環する共通社会基盤を備えた新たなむらづくりを推進するため、市町村のイニシアティブの下、地域全体の振興計画に基づき、住民参加型の新しい漁村コミュニティを実施する本事業において、合併関係市町村間の生活環境の整備水準の均一化を図るため、優先採択又は重点投資を行う。

○　まちづくり総合支援事業

合併市町村の市民交流を促進する地域交流センターの整備等、まちづくりに関する複数の事業をパッケージで一括支援する。

○　将来構想、振興計画の策定

合併の効果を活かした広域的なまちづくり、地域づくりが可能となるよう、合併後の地域の将来ビジョンについて、そのあり方、策定ノウハウ等の調査を実施し、各地域の取組を促進する。

○　都市計画の決定・変更に対する支援

市町村合併に伴う都市計画区域の指定・変更、都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発、保全の方針）をはじめ、土地利用、都市施設等の都市計画の決定・変更に関する助言や、それらに必要な都市交通調査に係る調査費の支援を行う。

○　ＧＩＳ基盤情報整備

国土地理院は、市町村合併に伴い都市計画区域の変更が生じた場合、当該都市計画区域における2500レベルのＧＩＳ基盤情報の更新に重点投資する等、重点的に実施する。

○　地籍活用ＧＩＳ推進事業

地籍調査の成果を基にしたＧＩＳシステムの構築及びデータ整備について、合併市町村（合併関係市町村も含む。）がその全域を対象として行う事業を優先的に補助対象とする。

○　地域間交流・連携の支援

複数市町村等による地域間交流・連携を推進して地域の活性化を図るための関係事業について、合併関係市町村において行われる場合を優先的に支援する。

○　離島振興特別事業

離島の特性を生かした産業の活性化、島民の価値観の多様化や欲求の多様化に対応したコミュニティ活動の積極化等を推進するための必要な施設の整備、ソフト事業の実施に要する経費の補助を行うコミュニテイアイランド推進事業、離島交流促進事業を重点支援する。

2　市町村合併支援アドバイザー制度

市町村合併に伴い、合併市町村は、広域的観点に立ったまちづくりや施策展開を行う必要が生じ、また、広域的な調整、取組等を必要とする課題に対処しなければならなくなる。しかしながら、合併直後の市町村には、この需要に適切に対応したプランニングや組織づくりを行う人材やノウハウが不足しがちである。

このため、合併に伴い必要となる各種施策を効果的に展開することを目的として、都道府県が指定する合併重点支援地域を対象に、次に掲げる各省庁のアドバイザー制度を活用した市町村合併支援アドバイザー制度を創設する。

本制度においては、要請に応じて各省庁のアドバイザー制度の連携によるチーム派遣も可能なものとする。また、各省庁アドバイザーを市町村合併支援アドバイザーに委嘱する場合、総務省の協力を得て、各省庁アドバイザーに対して、市町村合併の研修・講習を必要に応じ実施することができる。

○　市町村合併アドバイザー

市町村合併の推進を積極的に支援するため、都道府県、市町村又は民間団体の依頼に基づき、市町村合併施策を推進するための具体的な方策に関する提言、情報の提供等が行える豊富な知識と経験を有する者を派遣する。

○　人材育成アドバイザー

地方公共団体の要請に応じ、研修講師や人材育成方策の構築、推進に関するアドバイザーとして適任の者を斡旋、紹介する。

○　消防広域再編アドバイザー

消防の広域再編を積極的に支援するため、都道府県、市町村又は広域行政機構の依頼に基づき、消防の広域再編の推進に必要な分野について具体的な方策に関する助言、情報の提供等が行える豊富な知識と経験を有する者を派遣する。

○　農村振興整備支援事業アドバイザー

住民参加による地域づくりとして農村振興総合整備事業等を実施する市町村、都道府県に対して、より地域に密着した地域づくりの構想及び各事業の実施を助言できる各種アドバイザーを紹介・派遣する。

○　大都市地域リンケージプログラムアドバイザー

地域の多種多様な課題を解決するため、異種・同種の地域の特色を活かした連携・交流を進めようとする地方公共団体、民間団体等の要請に応じ、その連携・交流に関する取組の内容等を勘案して派遣が適当と認められる者を派遣する。

○　地域振興アドバイザー

地域づくり活動を推進するため、地域づくり推進体制を整備する等の市町村の要請に応じ、地域づくりに関する知識・情報等を有する者のうちから適当と認められる者を派遣する。

３　市町村合併の広報・啓発

市町村合併においては、住民や市町村の主体的な取組が不可欠であり、そのメリットや必要性についてテーマをわかりやすく設定し、国民の理解を一層深めていくことが極めて重要である。したがって、下記の方法により、各省庁が連携・協力して市町村合併の広報・啓発に一層積極的に取り組むものとする。

(1) 全国４７都道府県リレーシンポジウム

平成１３年度においては、平成１３年８月から平成１４年２月に全国４７都道府県の合併重点支援地域等において、週末を中心にリレーシンポジウムを開催し、支援本部の本部員が政府を代表して参加した。

平成１４年度においては、平成１４年７月から９月を目途に全国４７都道府県において週末を中心にリレーシンポジウムを開催する。支援本部からは本部員等が政府を代表して参加し、合併特例法の期限を踏まえた実践的な合併論議を行う。

(2) 市町村合併支援強化シンポジウム

平成１３年度においては、１０月を「市町村合併広報強化月間」とし、中間全体総括としての「市町村合併広報強化月間シンポジウム」を開催した。

平成１４年度においては、６月を「市町村合併広報強化月間」として、全国リレーシンポジウムの幕開けとなる「市町村合併支援シンポジウム」を開催し、約１２００人の参加を得た。

(3) 市町村合併の広報・啓発

①　政府広報による広報・啓発

平成１３年１０月及び平成１４年６月の「市町村合併広報強化月間」を中心に、新聞・雑誌広告、テレビ・ラジオ番組、定期刊行物等の各種広報媒体を活用した政府広報を積極的に実施した。

平成１４年７月以降においても、次の事項を中心に、各種広報媒体を活用した政府広報を実施する。

ア　市町村合併の意義・必要性・メリット

イ　合併特例法の改正内容

ウ　支援本部における取組

②　各省庁による広報・啓発

○　金融庁

金融庁のホームページにおいて総務省の「合併相談コーナー」等にリンクするなど、市町村合併に関する情報の提供をタイムリーに提供するように努める。

○　総務省

市町村合併に関する広報・啓発を充実し、各種媒体を活用して最大限の広報・啓発を

行う。また、ホームページ「合併相談コーナー」において、合併に関する詳細な最新情報を総合的に提供する。

○　法務省

法定受託事務担当者に対する研修会等開催の際に、パンフレットを配布等するとともに、法務省が所管する法定受託事務について合併の障害になるものは本来存在しないので、その旨の周知に努める。

○　財務省

１０月以降、適宜な回数により、財務省広報誌「ファイナンス」において、市町村合併に関連する一般的情報を掲載する。

○　文部科学省

すべての教育委員会・学校を対象とする「文部科学広報」、すべての教育委員会を対象とする「教育委員会月報」において、文部科学省の市町村合併支援策及び市町村合併に係る情報について紹介する。

○　厚生労働省

平成１４年度においては、７、８、１１、１２、２月開催時の「市町村を対象とするセミナー」において、セミナーに参加する全国の市町村職員を対象に、パンフレットの配布など市町村合併に係る情報提供及び担当職員からの説明により、広報・啓発に努める。

○　農林水産省

農林水産省広報紙「ＡＦＦ」において、適宜市町村合併に関連する情報を掲載する。

○　経済産業省

１１月以降に、経済産業省公報誌「経済産業ジャーナル」において、市町村合併支援施策の内容等について掲載する。

○　国土交通省

１０月以降、国土交通省の一般向け広報誌「国土交通」において、国土交通省の市町村合併支援施策の内容の紹介等を行う。

○　環境省

１０月以降、適宜の回数により、環境省広報誌「かんきょう」において、市町村合併に関連する情報を掲載する。

４　市町村合併支援窓口

啓発資料の配布、閲覧等による一般住民への市町村合併の啓発とともに、支援プランに基づいた支援策の紹介やその具体化についての相談、又は、市町村合併の進展に伴う所管施策に関する不安、懸念等についての相談等に対応するため、各省庁が連携・協力して、下記の通りそれぞれ窓口を設置するものとする。

(1) 本省の窓口

本省の窓口を次の通り設置し、パンフレット等の啓発資料を備える。

○　内閣	内閣官房副長官補室及び内閣官房内閣広報室
○　総務省	自治行政局行政体制整備室
○　内閣府	大臣官房企画調整課
○　警察庁	長官官房総務課
○　防衛庁	長官官房文書課
○　金融庁	総務企画局政策課
○　法務省	大臣官房秘書課
○　外務省	国内広報課
○　財務省	大臣官房参事官室
○　文部科学省	初等中等教育局財務課教育財政室
○　厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官室
○　農林水産省	大臣官房地方課
○　経済産業省	地域経済グループ地域経済政策課
○　国土交通省	総合政策局政策課
○　環境省	大臣官房総務課

(2) インターネットを活用した窓口

○　首相官邸ホームページにおいて、支援本部に関する情報提供を行う。

○　内閣府、警察庁、防衛庁、金融庁、法務省、外務省、財務省、環境省においては、各省庁のホームページと相互にリンクし、各省所管の合併に関する問い合わせ・相談をメールにより受け付ける。

○　総務省、文部科学省、厚生労働省においては、上記に加えて、所管の支援策をそれぞれのホームページに掲載する。

○　農林水産省、経済産業省、国土交通省においては、上記に加えて、所管の地方支分部局に「合併支援コーナー」等を設置し、地方支分部局において合併に関する問い合わせ・相談をメールにより受け付ける。

(3) 地方支分部局における窓口等

○　内　閣　府　沖縄総合事務局に窓口を設置し、パンフレットを備え付け、ホームページによる市町村合併に関する情報や合併に係る所管施策の紹介を行う。

○　防　衛　庁　自衛隊地方連絡部（５０箇所）、防衛施設局（８箇所）の既存の窓口を活用し、パンフレット等を備え付ける。質問等については、本庁で対応する。

○　金　融　庁　現段階では地方における窓口を設置することは考えていないが、今後地方における窓口の設置が必要となった場合には、全国の財務（支）局を活用する。

○　法　務　省　地方支分部局等に窓口を設置し、パンフレットの備付け及び合併に関する問い合わせ・相談の受付を行う。

○　財　務　省　全国の財務（支）局の既存の課・室を活用して窓口を設置し、パンフレット等の備付け、合併に関する問い合せ・相談の受付等を行う。

○　農林水産省　地方農政局に窓口を設置し、パンフレット等の提供や合併に関する問い合わせ・相談の受付等を行う。

○　経済産業省　経済産業省本省及び各経済産業局内に窓口を設置し（窓口課の連絡先を経済産業省のホームページで紹介）、メールでの問い合わせにも対応する。

○　国土交通省　本省、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局及びそのホームページ上に設置し、国土交通省の市町村合併支援施策について、相談を実施する。

第４　都道府県の取組

都道府県においては、合併重点支援地域の指定を一層拡大するとともに、合併重点支援地域を対象として都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランを策定又は拡充し、公表することが望まれる。